

市 勢



国登録有形文化財 旧端出場水力発電所

市 勢

1 沿 革

新居浜地方には、数千年の昔から人々が住みついていたことが、遺跡や発掘品からうかがえる。2世紀後半大和朝廷の時代に、景行天皇の皇子「武国凝別命」（たけくにこりわけのみこと）が伊予国御村別として御村（東予）に君臨したといわれている。大化の改新後、郡制がしかれて、この地方に神野郡（後の新居郡）が置かれた。神野郡の郡家（郡役所）は、初め郡の西部（西条地方）に設けられていたが、奈良朝末期これを郡の東部中村に遷し、ここに新庁舎を創建して「新居」とした。そして神野郡新居郷の北方海浜を「新居浜」と呼ぶようになった。平城天皇大同4年朝命により、神野郡を新居郡と改めた。

鎌倉時代から戦国時代にかけて、金子氏、松木氏、宇高氏、藤田氏等の豪族の支配下にあったが、江戸時代になって、現在の市域のうち新居浜、金子、庄内、沢津、宇高、垣生、郷、松神子、多喜浜、阿島、大島、泉川、船木、中村は西条藩に、萩生、大生院は小松藩に属し、角野、立川山、大永山、種子川山及び新須賀は幕領となっていた。

明治22年町村制の施行により、新居浜（明治41年町制実施）、金子、高津、垣生、神郷、多喜浜、大島、泉川（昭和14年町制）、船木、角野（昭和14年町制）、中萩（昭和17年町制）、大生院の12カ村となった。

昭和12年11月3日新居浜、金子、高津の3カ町村が合併して、人口32,254人の市制を施行し、昭和28年5月3日垣生、神郷、多喜浜、大島の4カ村を、昭和30年3月31日泉川、船木、中萩、大生院の4カ町村を、昭和34年4月1日角野町を、平成15年4月1日別子山村をそれぞれ合併して、現在は人口11万2,017人（R7年4月1日現在・住民基本台帳）、面積234.47km²（国土地理院）の県内第3の都市となっている。

元来、新居浜地方一帯は、農漁村にすぎなかったが、元禄4年別子銅山の開坑によって、住友関連企業群を中心に、四国屈指の工業都市として生成発展を遂げている。

この間、昭和39年には、新産業都市の指定を受け、昭和40年代の高度成長期、昭和48年別子銅山の閉山、2度

にわたるオイルショック、円高不況という厳しい社会経済環境を経て、今日の高度技術、高付加価値型産業への転換期を迎えているところである。

平成15年度には、平成における愛媛県内合併第一号として、新居浜市と別子山村が合併して新生新居浜市が発足した。別子銅山の開坑により今日の基礎が築かれた新居浜市と別子山村は、文化歴史的背景を共有し、強い結びつきを持ち続けているが、合併を契機にさらに共通の歴史を活かした新しいまちづくりに取り組んでいる。

平成27年度には、本市が目指す将来の方向と人口の将来展望を示した「新居浜市人口ビジョン」を策定し、その実現に向けて、本市の実情に応じた5年間の目標や施策の基本的目標、具体的な施策を示す「第1期新居浜市総合戦略」を策定した。

平成29年度には、市制施行80周年という記念の年を迎え、「つむぐ つなぐ 未来へ 人へ」というテーマのもと、あかがねミュージアムを核とした各種記念行事を開催した。

また、10月1日から9日にかけて「愛顔つなぐえひめ国体」のウエイトリフティング外3種目の競技を実施した。

令和元年度には、「第1期新居浜市総合戦略」の成果と課題について、総括を行うとともに、国の第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の新たな視点も踏まえ、今後5年間の具体的取組や目標を定めた「第2期新居浜市総合戦略」を策定した。

令和3年3月には、今後10年間の中長期的な方針を示す計画として、「一豊かな心で幸せつむぐ一人が輝く あかがねのまち にいはま」を目指す将来都市像とする「第六次新居浜市長期総合計画」を策定した。

2 位置・面積

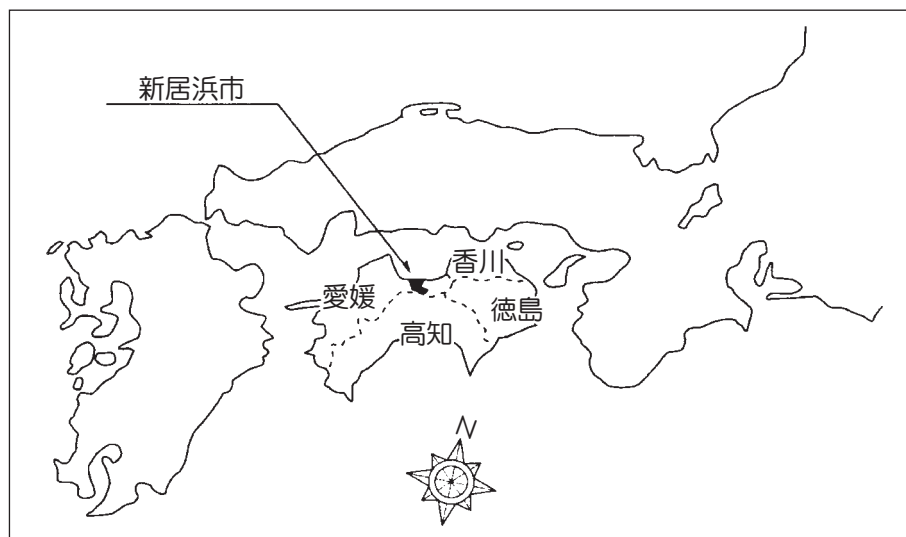
(1) 位置

本市は、愛媛県の東部、東経133度17分北緯33度57分に位置し、東は四国中央市、西は西条市、南は高知県境に接し、北は瀬戸内海(燧灘)に面している。

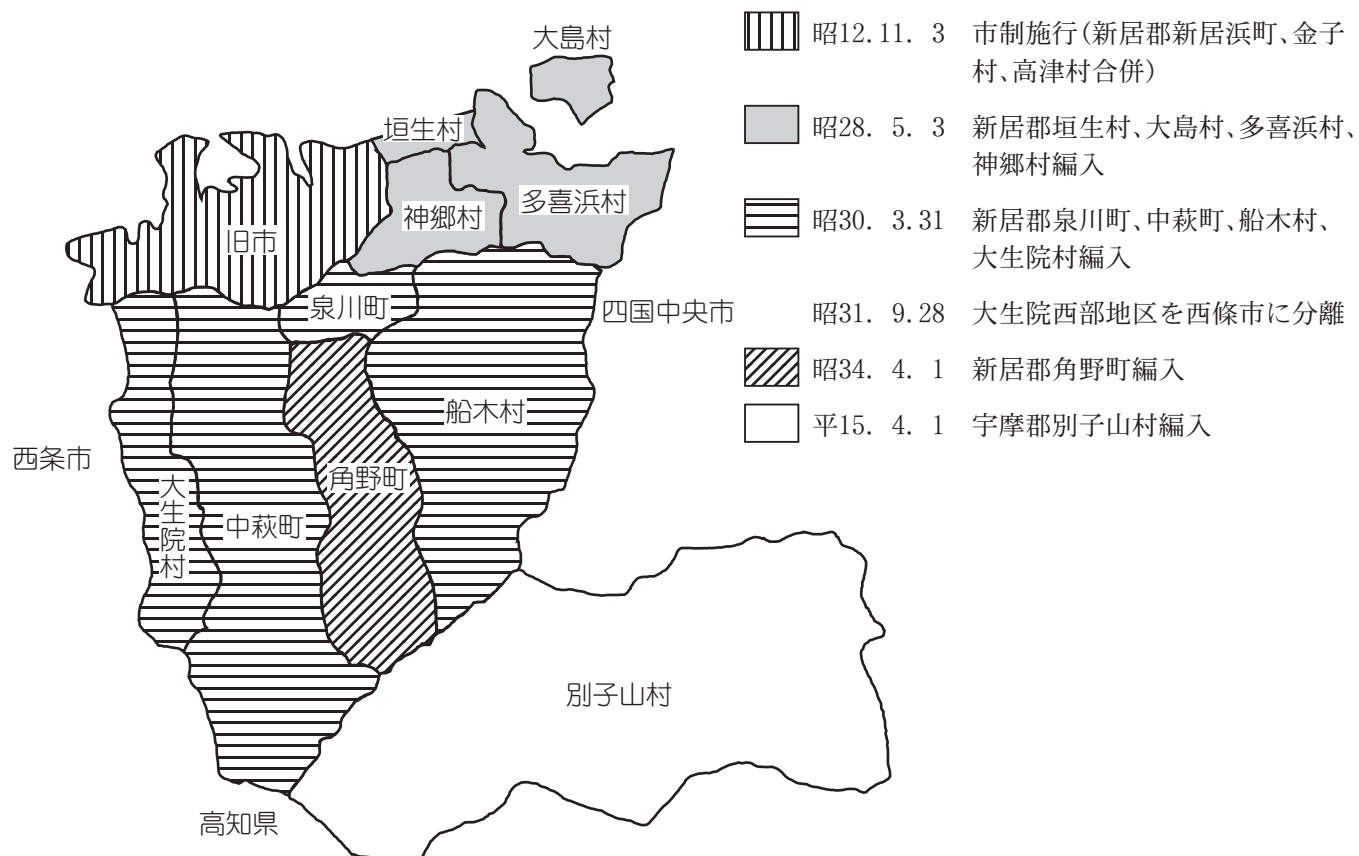
(2) 面積

市域 東西 20.52km 南北 21.48km

面積 234.47 km² (R7.4.1 現在、国土地理院)



3 市域の変遷



4 人 口 ・ 世 帯

(1) 年次別人口推移

年 次	世帯数	人 口			面 積 (km ²)	摘 要
		総数(人)	男(人)	女(人)		
昭和31年	22,641	106,421	52,531	53,890	142.04	大生院西部地区西條市に分離 (9.28)
34	25,821	120,863			157.41	角野町編入 (4.1)
35	29,167	125,688	61,356	64,332	156.55	第9回国勢調査
40	31,929	125,155	60,863	64,292	156.69	第10回国勢調査
45	35,430	126,033	61,009	65,024	157.41	第11回国勢調査
50	39,366	131,712	63,979	67,733	158.62	第12回国勢調査
55	41,525	132,339	64,042	68,297	160.05	第13回国勢調査
56	44,516	135,396	65,985	69,411	160.08	住民基本台帳人口 (4.1)
57	44,812	135,021	65,701	69,320	160.12	住民基本台帳人口 (4.1)
58	45,135	134,698	65,363	69,335	160.13	住民基本台帳人口 (4.1)
59	45,334	134,078	64,978	69,100	160.13	住民基本台帳人口 (4.1)
60	45,689	134,127	64,889	69,238	160.13	住民基本台帳人口 (4.1)
60	42,995	132,184	63,695	68,489	160.54	第14回国勢調査
61	46,104	134,047	64,840	69,207	160.56	住民基本台帳人口 (4.1)
62	46,269	133,536	64,541	68,995	160.60	住民基本台帳人口 (4.1)
63	46,427	132,984	64,188	68,796	161.12	住民基本台帳人口 (4.1)
平成元年	46,864	132,764	64,069	68,695	161.12	住民基本台帳人口 (4.1)
2	47,250	132,251	63,761	68,490	161.12	住民基本台帳人口 (4.1)
2	44,280	129,149	62,081	67,068	161.14	第15回国勢調査
3	47,782	132,200	63,800	68,400	161.16	住民基本台帳人口 (4.1)
4	48,337	132,105	63,753	68,352	161.16	住民基本台帳人口 (4.1)
5	48,952	132,026	63,755	68,271	161.16	住民基本台帳人口 (4.1)
6	49,304	131,638	63,527	68,111	161.17	住民基本台帳人口 (4.1)
7	49,773	131,324	63,334	67,990	161.23	住民基本台帳人口 (4.1)
7	46,559	127,917	61,460	66,457	161.23	第16回国勢調査
8	50,060	130,570	62,920	67,650	161.23	住民基本台帳人口 (4.1)
9	50,442	130,331	62,687	67,644	161.27	住民基本台帳人口 (4.1)
10	51,034	130,115	62,541	67,574	161.27	住民基本台帳人口 (4.1)
11	51,341	129,432	62,214	67,218	161.27	住民基本台帳人口 (4.1)
12	51,614	128,882	61,827	67,055	161.30	住民基本台帳人口 (4.1)
12	48,126	125,537	60,034	65,503	161.30	第17回国勢調査
13	51,885	128,337	61,567	66,770	161.30	住民基本台帳人口 (4.1)
14	52,366	128,161	61,406	66,755	161.30	住民基本台帳人口 (4.1)
15	52,993	127,926	61,284	66,642	234.30	別子山村編入、住民基本台帳人口 (4.1)
16	53,404	127,553	61,092	66,461	234.30	住民基本台帳人口 (4.1)
17	53,679	126,708	60,619	66,089	234.30	住民基本台帳人口 (4.1)
17	49,484	123,952	59,190	64,762	234.30	第18回国勢調査
18	54,308	126,581	60,616	65,965	234.30	住民基本台帳人口 (4.1)
19	54,745	126,248	60,429	65,819	234.30	住民基本台帳人口 (4.1)
20	55,131	126,024	60,296	65,728	234.30	住民基本台帳人口 (4.1)
21	55,556	125,689	60,195	65,494	234.30	住民基本台帳人口 (4.1)
22	55,833	125,413	60,041	65,372	234.30	住民基本台帳人口 (4.1)
22	50,377	121,735	58,219	63,516	234.30	第19回国勢調査
23	56,147	124,931	59,768	65,163	234.30	住民基本台帳人口 (4.1)
24	56,429	124,438	59,541	64,897	234.32	住民基本台帳人口 (4.1)
25	56,952	124,388	59,475	64,913	234.32	住民基本台帳人口 (4.1)
26	57,055	123,696	59,195	64,501	234.32	住民基本台帳人口 (4.1)
27	57,147	122,751	58,801	63,950	234.46	住民基本台帳人口 (4.1)
27	50,653	119,903	57,551	62,352	234.46	第20回国勢調査
28	57,237	121,966	58,368	63,598	234.50	住民基本台帳人口 (4.1)
29	57,379	121,211	58,082	63,129	234.50	住民基本台帳人口 (4.1)
30	57,461	120,351	57,688	62,663	234.50	住民基本台帳人口 (4.1)
令和元年	57,573	119,281	57,258	62,023	234.50	住民基本台帳人口 (4.1)
2	57,808	118,521	57,008	61,513	234.50	住民基本台帳人口 (4.1)
2	51,310	115,938	56,004	59,934	234.50	第21回国勢調査
3	57,839	117,439	56,534	60,905	234.47	住民基本台帳人口 (4.1)
4	57,607	116,052	55,920	60,132	234.47	住民基本台帳人口 (4.1)
5	57,655	114,886	55,465	59,421	234.47	住民基本台帳人口 (4.1)
6	57,528	113,466	54,805	58,661	234.47	住民基本台帳人口 (4.1)
7	57,412	112,017	54,184	57,833	234.47	住民基本台帳人口 (4.1)

注：国勢調査・住民基本台帳人口以外は推計人口である。

昭和35年以降の面積は国土地理院発表による。

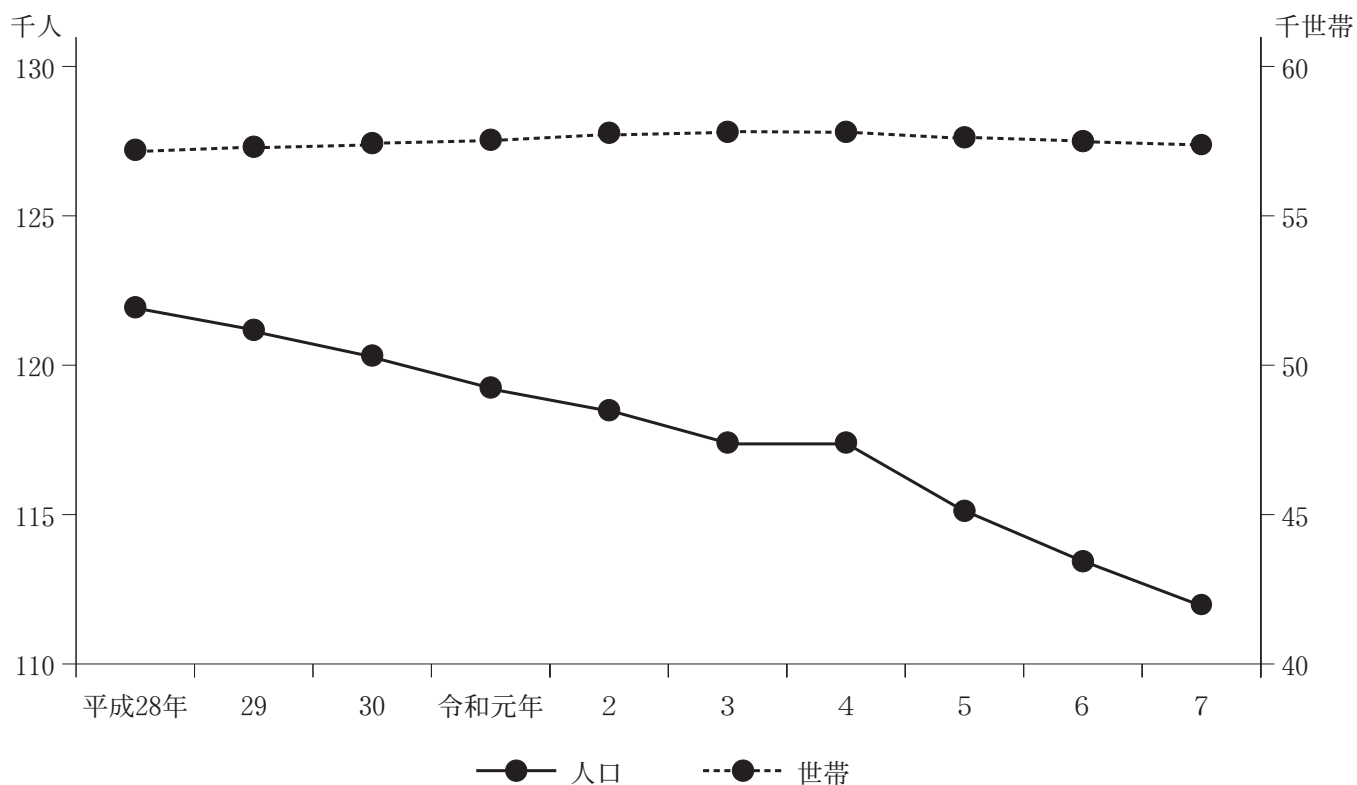
平成15年の人口は新居浜市、別子山村3月末現在の住民基本台帳の合算である。

平成24年7月9日の住民基本台帳法改正により、外国人が住民基本台帳の登録対象となったため、平成25年以降は外国人を含む人口としている。

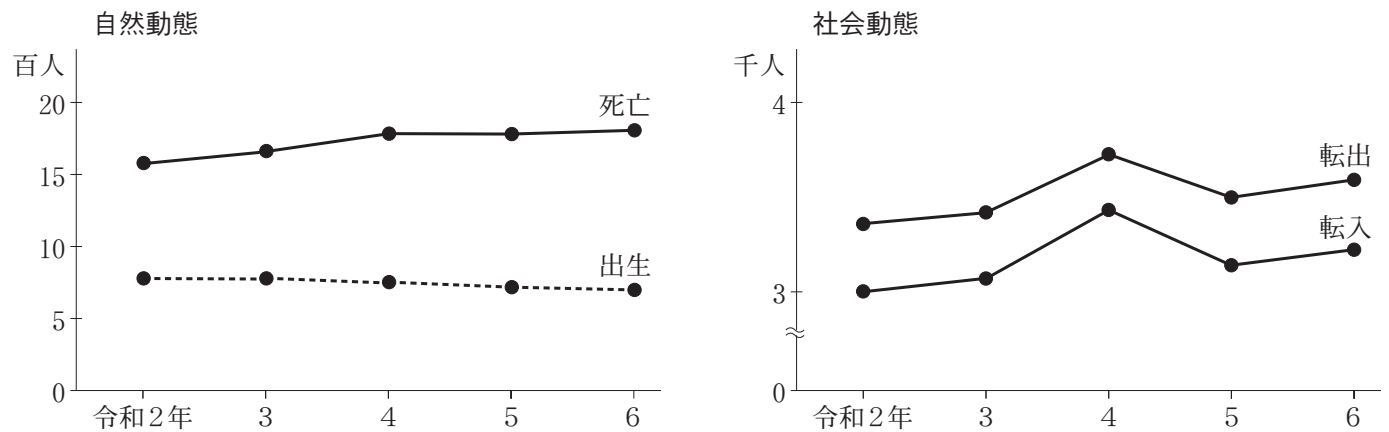
(2) 5歳階級別人口（7.4.1 住民基本台帳）

男	年齢	女
2,183	85以上	5,153
2,462	80～84	3,619
3,929	75～79	4,900
3,559	70～74	4,278
3,146	65～69	3,524
3,443	60～64	3,382
3,516	55～59	3,475
4,411	50～54	4,229
3,928	45～49	3,620
3,246	40～44	3,155
2,926	35～39	2,754
2,768	30～34	2,370
2,856	25～29	2,414
2,590	20～24	2,257
2,631	15～19	2,457
2,584	10～14	2,411
2,176	5～9	2,099
1,830	0～4	1,736

(3) 人口と世帯の推移（7.4.1 住民基本台帳）



(4) 人口動態



(5) 年齢別人口

区 分	実 数 (人)			構 成 比 (%)		
	平成22年	平成27年	令和 2 年	平成22年	平成27年	令和 2 年
総 数	121,735	119,903	115,938	100	100	100
0 ～ 14 歳	16,550	15,812	14,205	13.6	13.2	12.3
15 ～ 64 歳	71,730	66,679	62,529	58.9	55.6	53.9
65 歳 以 上	32,643	36,715	37,325	26.8	30.6	32.2

注：国勢調査による。総数には年齢不詳人数を含む。(平成22年：812人、平成27年：697人、令和 2 年：1,879人)

(6) 産業別人口

区 分		平 成 22 年		平 成 27 年		令 和 2 年	
		人口 (人)	構成比 (%)	人口 (人)	構成比 (%)	人口 (人)	構成比 (%)
総 人 口		54,462	100	54,878	100	53,248	100
第 一 次 産 業	農 業 、 林 業	674	1.2	636	1.2	582	1.1
	漁 業	115	0.2	84	0.2	68	0.1
	計	789	1.4	720	1.4	650	1.2
第 二 次 産 業	鉱 業、採石業、砂利採取業	10	0.0	19	0.0	14	0.0
	建 設 業	5,658	10.4	5,127	9.3	5,131	9.7
	製 造 業	11,475	21.1	11,814	21.5	11,885	22.3
	計	17,143	31.5	16,960	30.8	17,030	32.0
第 三 次 産 業	電気・ガス・熱供給・水道業	413	0.8	407	0.7	418	0.8
	情 報 通 信 業	386	0.7	402	0.7	340	0.6
	運 輸 業、郵便業	3,304	6.1	3,136	5.7	3,092	5.8
	卸 売 業、小 売 業	8,279	15.2	7,733	14.1	7,415	13.9
	金 融 業、保 険 業	1,161	2.1	1,074	2.0	982	1.9
	不 動 産 業、物 品 賃 貸 業	515	0.9	554	1.0	599	1.1
	学術研究、専門・技術サービス業	1,831	3.4	1,749	3.2	1,882	3.5
	宿 泊 業、飲 食 サービス 業	2,636	4.8	2,480	4.5	2,294	4.3
	生活関連サービス業、娯楽業	1,998	3.7	1,810	3.3	1,691	3.2
	教 育、学 習 支 援 業	2,142	3.9	2,212	4.0	2,294	4.3
	医 療、福 祉	7,343	13.5	8,003	14.6	8,166	15.3
	複 合 サービス 事 業	305	0.6	437	0.8	408	0.8
	サ ー ビ ス 業	2,837	5.2	2,951	5.4	2,990	5.6
	公 務	1,329	2.4	1,258	2.3	1,256	2.4
計		34,479	63.3	34,206	62.3	33,827	63.5
分 類 不 能 の 産 業		2,051	3.8	2,992	5.5	1,741	3.3

注：国勢調査による。

5 気 象

(1) 気 温

(令和6年・単位：℃)

区分	月別	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	年平均
最 高		15.3	20.7	22.9	25.7	29.2	34.5	37.0	36.1	34.0	30.2	22.3	18.9	27.2
最 低		-1.7	1.2	-0.1	6.6	10.6	14.7	21.6	24.6	19.6	14.0	6.8	1.5	10.0
平 均		7.5	8.0	9.9	16.5	18.7	23.0	28.9	29.7	27.6	21.2	14.7	8.9	17.9

(2) 降雨量

(令和6年・単位：mm)

区分	月別	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	年平均
降 雨 日 数 ※		10	14	11	10	9	13	11	7	7	13	13	7	10.417
降 雨 量		26.0	77.5	117.0	110.5	187.5	334.5	221.0	158.0	43.0	177.0	106.0	12.0	130.8
1日最大降雨量		6.0	20.0	23.0	35.5	98.5	82.0	79.0	46.0	33.0	40.5	46.5	5.5	43.0
平 均		2.6	5.5	10.6	11.1	20.8	25.7	20.1	22.6	6.1	13.6	8.2	1.7	12.6

※ 0.5ミリ以上の降雨日数

6 都 市 宣 言

(1) 平和都市宣言

(昭和32年12月20日議決)(議員提案)

宣言文 われわれは、全世界の恒久平和と全人類の繁栄を念願し、世界連邦建設の趣旨に賛同する。

新居浜市は、平和を愛する総ての都市と共に、永久の平和都市である。右宣言する。

制定後の状況

- ・世界連邦宣言自治体全国協議会への加入
(昭和33年4月)
- ・自治体職員1人100円募金の実施
- ・平和市長会議への加盟(平成20年)

(2) 「安全都市」の宣言

(昭和36年12月23日議決)(市長提案)

宣言文 新居浜市を「安全都市」とし、安全運動を推進することを宣言する。

制定後の状況

- ・新居浜市安全協議会の結成(昭和37年5月11日)
- ・市民総ぐるみの安全運動の推進
- ・新居浜市安全安心のまちづくり条例の制定
(平成21年)

(3) 核兵器廃絶都市宣言

(昭和59年3月9日議決)(市長提案)

宣言文 世界の恒久平和と安全を実現することは、人類共通の念願である。

新居浜市は、昭和32年、全世界の恒久平和と全人類の繁栄を念願し、平和を愛するすべての都市と共に、永久の平和都市であることを宣言している。

しかるに、これらの願いに逆行して、今日なお核軍備の拡張が続けられ人類の生存に深刻な脅威を与えている。

憲法で恒久平和を高らかに宣言しているわが国は、世界唯一の被爆国として、被爆の恐ろしさ、被爆者の苦しみを声を大にして、全世界の人々に訴え、再びこの地球上に広島、長崎の、あの惨禍を繰り返させてはならない。このことは人類が遵守しなければならない普遍的理念である。

近年、反核・軍縮を求める草の根運動が、世界的な勢いで展開され、平和運動はこれまでにない盛り上がりを見せている。

ここに新居浜市は、核戦争に勝利なく、人類の滅亡のみあることを銘記し、わが国の核に対する国是ともいうべき「持たず、つくらず、持ち込ませず」の非核三原則が完全に実施されることを願い、すべての核保有国に対し、核兵器の廃絶と軍

縮を求め、国際社会の連帯と民主主義の原点に立って、核兵器廃絶の世論を喚起するため、ここに核兵器廃絶都市となることを宣言する。

制定後の状況

- ・新居浜市核兵器廃絶都市宣言事業推進連絡会設置(昭和59年5月11日)
- ・都市宣言記念「講演と映画のつどい」が開催される(昭和59年8月18日)
- ・中央公園にモニュメントが建設される(昭和60年3月25日)
- ・「平和のつどい」(昭和60年に第1回開催以来平成4年まで毎年開催)
- ・「市民のつどい」(「平和のつどい」を名称変更し、平成5年から平成9年まで開催)
- ・都市宣言文銘板がモニュメントに取り付けられる(昭和61年3月11日)

(4) 健康都市宣言

(昭和62年3月3日議決)(市長提案)

宣言文 健康は、心豊かで活力に満ち充実した生活を営むための最も重要な基礎をなすものであります。

新居浜市民は、健康で明るく幸せな生活がいつまでも続けられることを希求し、個性豊かで明るい活力ある郷土新居浜を築くために、市制施行50周年のいま、ここに、本市を「健康都市にいはま」とすることを宣言します。

制定後の状況

- ・健康フェスティバルの開催(平成6年度まで実施)
- ・全自動血圧計の設置(本庁・支所)
(～平成24年度)
- ・健康指導車「すこやか号」の設置・運行
(昭和63年度～平成10年度)
- ・健康都市づくり推進協議会、委員会の開催
(～令和4年度)
- ・健康都市づくり推進員の育成 (～令和5年度)

(5) ゆとり創造宣言

(平成2年12月19日議決)(議員提案)

宣言文 我が国の経済発展は目覚ましく、国際社会の中にあって経済大国としての地位を確固たるものになっている。

今後、我が国に求められるのは、経済大国にふさわしい豊かでゆとりある生活を国民一人一人が実感できる社会を構築することである。

そのためには労働時間を短縮し、労働と休暇のバランスのとれた生活を実現し、充実した自由な時間を確保するとともに、あわせて生活環境の改善を図ることが最大の課題である。

新居浜市議会は「潤いと活力にみちた産業・文化創造都市」を基本理念に、すべての市民が健康で生きがいに満ちた、ゆとりある暮らしが送れる社会の実現を目指し、ここに「ゆとり創造宣言」を行う。

制定後の状況

- ・ゆとり創造プラン協議会(平成3年10月29日設置)から、ゆとり創造の具体的プランが提案される。
- ・ゆとり創造シンポジウム愛媛県大会(平成3年11月27日)を開催し、ゆとり創造に関する意識の高揚を図る。
- ・ゆとりモニュメント(平成4年3月17日)を設置する。
- ・労働時間短縮、シンポジウムの開催(平成4年10月2日、平成6年11月14日県主催)

(6) 人権尊重都市宣言

(平成5年9月7日議決)(市長提案)

宣言文 人は、すべて生まれながらにして自由、平等であり、人として尊ばれ、人として生きる権利を有しています。

お互いに人権を守って、明るい社会を築くことが、市民すべての願いであります。

私たちは、基本的人権を尊重し、明るく住みよい、豊かな社会を実現するため、ここに、「人権尊重都市」を宣言します。

制定後の状況

- ・庁舎に横断幕掲示(平成5年9月7日)
- ・都市宣言記念「差別をなくする市民のつどい」の開催(平成5年12月6日)
- ・新居浜市人権尊重のまちづくり条例施行
(平成19年3月30日)
- ・新居浜市人権施策基本方針策定(平成21年3月)
- ・新居浜市人権施策基本方針改訂(平成26年3月)
- ・新居浜市人権施策基本方針第2次改訂
(令和3年3月)

(7) 生涯学習都市宣言

(平成9年9月29日議決)(市長提案)

宣言文 わたくしたちは
夢がひろがり
愛があふれるまち
「にいはま」を目指して
自分を見つめ 自分をふかめ
ともに生き ともに育ち ともに輝き
世界とむすび
出会いと心の絆を大切に
ふるさとを知り ふるさに学び
ふるさに感謝して
より豊かに生きていくために
生涯にわたり楽しく学びます
ここに 市制60周年にあたり
『生涯学習都市 にいはま』を
宣言します

制定後の状況

- ・新居浜市生涯学習まちづくり推進本部設置
(平成10年5月)
- ・新居浜市生涯学習まちづくり推進班設置
(平成10年5月)
- ・新居浜市生涯学習まちづくり推進担当設置
(平成10年5月)
- ・第1回生涯学習市民のつどい開催
(平成10年9月26日)
- ・新居浜市生涯学習まちづくり市民講座(出前講座)
始まる。(平成10年10月)
- ・新居浜市生涯学習市民意識調査の実施
(平成10年11月)
- ・新居浜市市民活動モデル調査の実施
(平成14年3月)
- ・市民活動の推進に関する指針の策定
(平成16年2月)
- ・第16回全国生涯学習フェスティバルin新居浜の
開催(平成16年10月)

(8) 男女共同参画都市宣言

(平成12年3月6日議決)(市長提案)

宣言文 ^{ひと}女と^{ひと}男 ^{ひと}ともにいきいき新居浜宣言
わたくしたち^{ひと}女と^{ひと}男は
心をひらき 心をつないで
認め合い
支え合い

磨き合って

自分らしく いきいきと暮らせる
ふるさと新居浜を
ともに つくるため
ここに「男女共同参画都市」
を宣言します

制定後の状況

- ・^{ひと}女と^{ひと}男いきいきフォーラム開催(男女共同参画宣
言都市奨励事業)(平成12年8月5日)
- ・新居浜市職員旧姓使用取扱要綱施行
(平成12年11月2日)
- ・男女共同参画宣言都市記念モニュメント設置
(平成13年1月24日)
- ・審議会等への女性の登用促進要綱施行
(平成13年3月1日)
- ・新居浜市男女共同参画計画(ともにいきいき新居
浜プラン21)策定(平成13年6月)
- ・新居浜市DV対策連絡会議設置要綱施行
(平成14年1月23日)
- ・新居浜市男女共同参画推進条例施行
(平成15年10月1日)
- ・全国男女共同参画宣言都市サミットin新居浜開
催(平成15年10月10日)
- ・新居浜市配偶者暴力被害者緊急避難支援等に関
する要綱施行(平成16年4月1日)
- ・新居浜市男女共同参画に関する市民意識調査実
施(平成16年8月30日)
- ・男女共同参画に関する写真及び啓発標語募集
(平成19年8月4日表彰)
- ・新居浜市男女共同参画に関する市民意識調査実
施(平成21年9月10日)
- ・第2次新居浜市男女共同参画計画(ともにいきい
き新居浜プラン21)策定(平成23年3月)
- ・新居浜市配偶者暴力相談支援センター設置
(平成25年8月)
- ・新居浜市男女共同参画に関する市民意識調査実
施(平成26年11月・令和元年11月)
- ・第3次新居浜市男女共同参画計画(ともにいきい
き新居浜プラン21)策定(令和3年3月)
- ・新居浜市男女共同参画に関する市民意識調査実
施(令和6年8月)

7 名 誉 市 民

名誉市民の称号は、市民又は市に縁故の深い方で社会福祉の増進、産業の振興又は学術等広く社会文化の進展に著しい功績があり、市民から郷土の誇りとして、ひとしく尊敬されている方に贈られるもので、この条例は昭和62年制定された。

名誉市民には、新居浜市名誉市民証及び名誉市民章が贈られるほか、本市が行う重要な式典への招待、慶弔の際における礼遇、その他市長が特に必要と認める待遇を受けることができる。

氏 名	伝達年月日	生年月日	業 績
近 藤 廣 仲	平成 2 . 11 . 3	明治 30 . 12 . 1	昭和22年角野町長に就任して以来、県議会議員 5 期務められ、この間副議長、議長として県政及び市政進展に尽くされた。昭和43年から新居浜商工会議所会頭、愛媛県商工会議所理事、昭和48年新居浜市森林組合長等を歴任され、地元はもとより県下諸産業並びに商工業の発展に尽くされるなど、豊かな識見、高潔な人格をもって地方自治及び産業経済振興等に多大の貢献をされた。 昭和47年勲四等瑞宝章を受章 平成10. 3 . 12 逝去
小 野 基 道	平成 2 . 11 . 3	明治 37 . 2 . 17	昭和27年初代新居浜市教育委員長、昭和35年県教育委員（1 期）として戦後混乱期の教育行政確立に尽くされた。昭和46年から文化協会会長（15年間）また、昭和10年以来産業医、学校医及び新居浜学校保健協会会長等、更に昭和31年から新居浜市医師会会長等を歴任されるなど、優れた知性と慈味溢れる人間性をもって、教育文化の振興、地域保健の向上充実等に多大の貢献をされた。 昭和51年勲五等双光旭日章を受章 平成 6 . 11 . 10 逝去
青 野 重 馬	平成 2 . 11 . 3	明治 41 . 7 . 1	昭和22年から新居浜市議会議員（6 期）、この間副議長、議長に就任され、市政発展に尽くされた。また、昭和28年より港務局委員（17年間）、昭和27年初代新居浜市教育委員に就任され、奨学資金制度創設基金として高額寄付されるなど、本市の教育の振興と青少年育成に尽くされた。更に昭和50年新居浜市商工会議所副会頭、会頭等を歴任されるなど、温厚篤実にして豊かな知性をもって、地方自治、教育及び産業経済の振興に多大の貢献をされた。 昭和53年勲五等双光旭日章を受章 平成 5 . 2 . 9 逝去

8 先 人

市のこれまでの発展は、まさに市民一人ひとりの努力の賜物である。また、連綿と続くこの地域の発展の歴史は元禄時代からの別子銅山の系譜と重なり、節目となる大きい歴史的転換期においては、地域のみならず国家という視点から社会全体を俯瞰し、将来を展望する人物が存在していた。

我々市民が、過去から現在、未来に向けて、歴史に感謝しながら新たな新居浜市をつむいでいくとともに、先人の功績をたたえ、偉業及び崇高な志を有形・無形の財産として未来につないでいくことが地域の発展にとって必要である。

「新居浜市先人を未来につなぐ条例」は市の更なる発展を願い、平成29年に制定された。

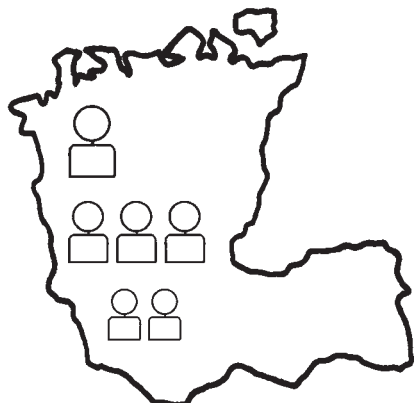
氏 名	功 績
広 瀬 宰 平 (文政11(1828).5.5生)	— 日本の産業革命の先駆者として、別子銅山の近代化を推進 — 慶応元年(1865年)、38歳の若さで別子支配人となり明治維新の動乱に際し、官軍に接収された別子銅山の住友による稼行権を新政府に認めさせた。フランス人技師ルイ・ラロックを雇用し、別子銅山の近代化計画を立案、日本人の手により別子銅山の近代化を実現し住友発展の基礎を築く。明治13年(1880年)に坑内へのダイナマイト使用実験の成功、牛車道の完成、洋式溶鉱炉の建設などにより明治15年(1882年)の産銅高は明治元年の2.4倍以上の伸びとなる。明治21年(1888年)には惣開と山根の製錬所が操業を開始。明治26年(1893年)には、別子鉱山鉄道を完成、索道を伴った国内初の山岳鉱山鉄道により飛躍的な運搬の近代化を実現する。住友の事業を国家の発展にも寄与させようと殖産興業に尽力した業績により、明治25年(1892年)に民間人として初めて勲四等瑞宝章を受章。 大正3(1914).1.31逝去
伊 庭 貞 剛 (弘化4(1847).1.5生)	— 環境対策の先駆者として、植林事業及び環境問題への取組 — 明治27年(1894年)、職員の人事問題と農民の煙害問題を解決するため、別子支配人を志願して単身赴任する。人心の安定と掌握に意を用い、明治28年(1895年)には煙害問題解決のため山根製錬所を閉鎖、翌年には新居浜製錬所の四阪島移転を決定する。また、本格的造林事業を計画断行し、毎年100万本以上の植林を別子の山に行う。まさにわが国の環境対策の先駆者であった。明治28年(1895年)には住友銀行を開業、同30年(1897年)には住友伸銅場を設立、山林事業のための山林課の独立など現在の主要な住友系企業の基礎を確立する。明治33年(1900年)に二代目住友総理事に就任、事業方針として「住友の事業は、住友自身を利するとともに、国家を利し、かつ社会を利する底の事業でなければならぬ。」と述べている。 大正15(1926).10.22逝去

鈴木 馬左也 (文久元(1861). 2. 24 生)	— 技術革新による環境問題の解決及び新たな事業の確立 — 明治32年(1899年) 1 月別子鉱業所支配人となるが、同年 8 月の台風による大水害により別子鉱業所本部と採鉱課を除く全施設を銅山越の北側の新居浜に移すことになる。「住友の林業は百年の計をなさんとするもので、私は山林を住友最後の城郭と致したい。」と述べ、伊庭の別子造林計画を継承し、山林事業を起こす。一方、明治38年(1905年) 1 月に本格操業した四阪島製錬所は、その意に反して亜硫酸ガスが東予一体に広がったが、同42年(1909年) 煙害を認め、「たとえ煙害に対する損害を弁償する額以上をも支出して、(除外設備を)施設する覚悟である。」と、煙害の根本解決を宣言する。また、住友電線製造所(現、住友電気工業)の設立、住友化学の前身である住友肥料製造所の設立、大阪北港(現、住友商事)の設立、土佐吉野川水力電気(現、住友共同電力)の操業など鈴木が起こした諸事業は国家百年の事業として現在もなお生き続けている。 大正 11(1922). 12. 25 逝去
鷺 尾 勘解治 (明治 14(1881). 5. 10 生)	— 産業及び地域社会のため、新居浜の「地方後栄策」を提唱 — 明治40(1907年)年10月8日住友に入社し、別子鉱業所に勤務。鉱夫の気持ちを知るために、2 か月の休暇を取り身分を隠して一坑夫として生野鉱山に勤務し、その経験で労使の関係改善に実績を上げる。明治41年(1908年)には、鉱夫の精神教育の場として「自彊舎」を設立。昭和 2 年(1927年)住友別子鉱山株式会社の最高責任者に就任。別子鉱山の鉱量調査により、鉱山経営が末期であることを知り、「鉱山業に代るべき事業を興す。」ことを決断し、新居浜築港と埋立てによる工場誘致、昭和通を初めとする道路整備、社宅の建設、別子鉱山専用鉄道を地方鉄道として一般客に開放するなど、新居浜の都市計画案を作成する。当時の新居浜町長白石誉二郎の賛同もあり、企業と地元住民による共存共栄の理念をもって新居浜の都市計画を断行していく。埋立地には鉱山から派生した化学、機械、アルミ、電力など多くの工場群を誘致、別子銅山閉鎖後も四国有数の工業都市として発展を続けている。 昭和 56(1981). 4. 13 逝去
白 石 誉二郎 (明治 7(1874). 1. 5 生)	— 「地方後栄策」の推進及び工都新居浜の都市基盤整備 — 明治32年(1899年) 1 月新居浜村会議員に26歳で初当選する。「政治の根本は教育である。」との政治理念を生涯貫く。 昭和 2 年(1927年)住友別子鉱山株式会社の最高責任者である鷺尾勘解治から鉱量調査の結果を告げられ落胆するが、鷺尾の提唱した地方後栄策に同調、共存共栄の方針で取り組む。築港及び埋め立て・都市計画等の後栄策の推進については、町独自でできるものではないこと、新居浜の将来を見据えた事業であることから、鷺尾は本社に対して、「白石氏は地元に対して、誠心誠意尽し実現のため努力を惜しまなかった。」と述べている。 昭和12年(1937年)初代新居浜市長に就任し、常に教育第一主義をとり、先駆的な女子教育の充実の取り組みに加え、工業都市新居浜の教育水準を高めることを政治の要諦とした。また、昭和 5 年(1930年)公立図書館を設置、昭和13年(1938年)に公会堂の建設に携わり、昭和13年(1938年)には、青少年の心身の鍛錬のため「武徳殿」を寄贈した。(平成16年国の登録有形文化財に登録。) 昭和 26(1951). 4. 18 逝去

9 市民の生活

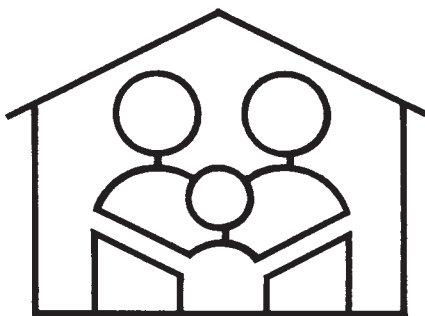
(1) 生活の指数（特に表示がないものは、令和6年度実績による。）

人口密度（7.4.1 現在）



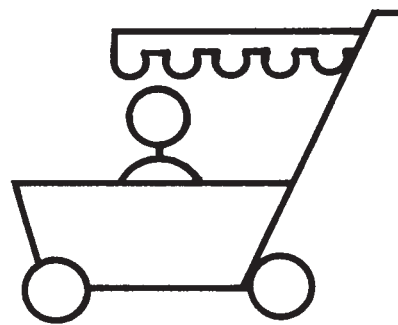
1 km² = 477.7 人

世帯人口（7.4.1 現在）



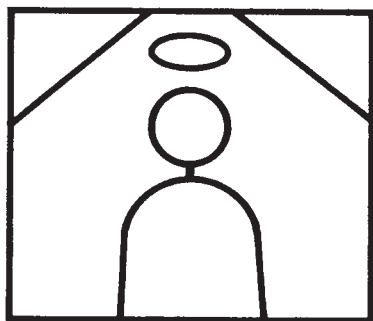
1 世帯 = 2.0 人

出生



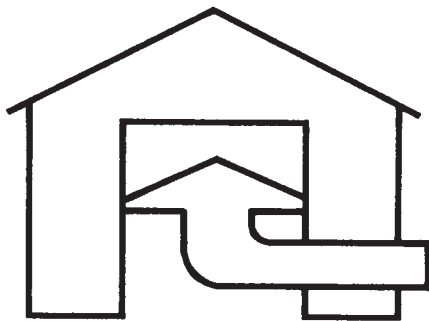
1 日 = 1.9 人

死亡



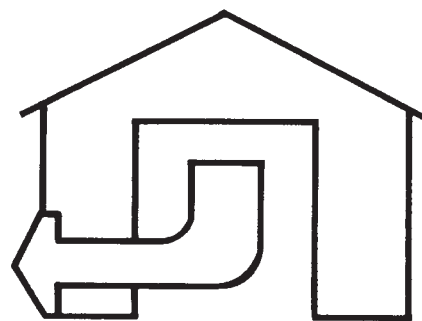
1 日 = 4.9 人

転入



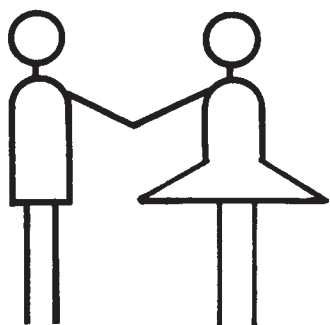
1 日 = 6.3 件

転出



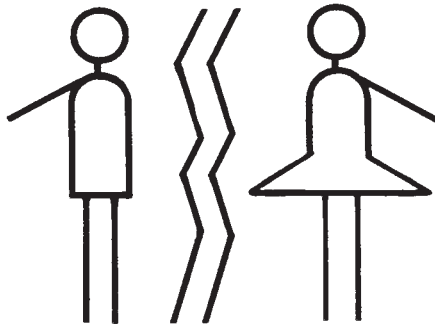
1 日 = 5.1 件

婚姻



1 日 = 1.2 組

離婚



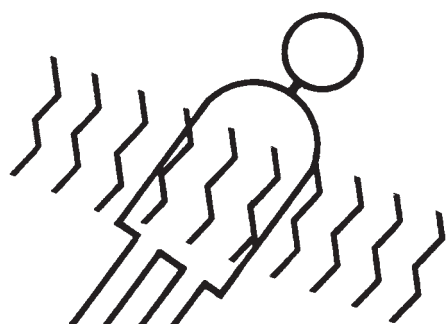
1 日 = 0.5 組

火災（令和6年）



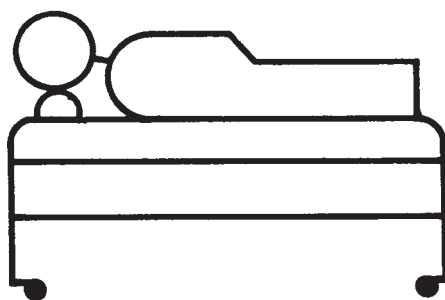
1 日 = 0.1 件

交通事故（令和6年）



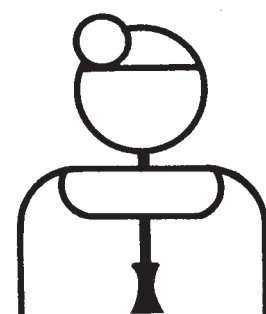
1日 = 0.44 件

救 急（令和6年）



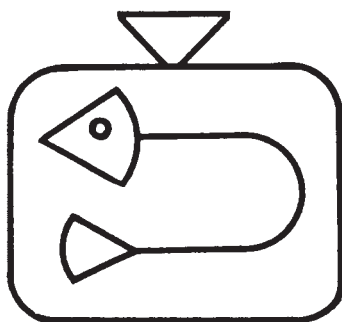
1日 = 18.59 件

医 師（7.4.1現在）



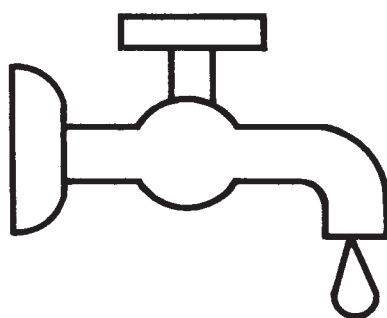
市民 408.2 人 = 1 人（医 師）
1,233.3 人 = 1 人（歯科医）

ゴ ミ



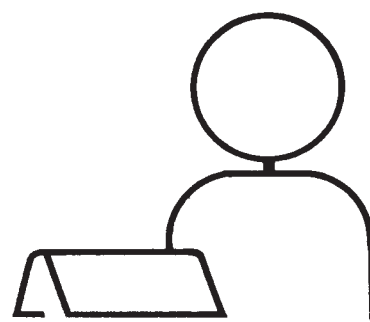
1日 = 101 t

水 道



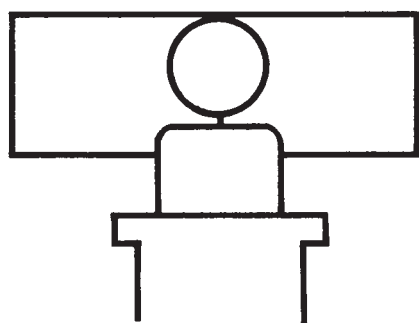
1日1世帯 = 0.60 m³

市職員（7.4.1現在）



市民 125.1 人 = 1 人
(内消防士 市民 732.1 人 = 1 人)

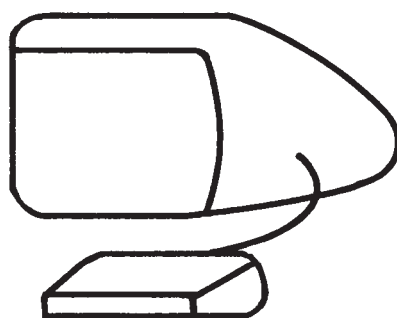
保育士・教員



令和7.4.1 保 育 園 児 4.7人 = 1人
令和7.5.1 幼 稚 園 児 8.0人 = 1人
小学校児童 15.0人 = 1人
中学校生徒 12.0人 = 1人
注：保育園児、幼稚園児は私立を含む。

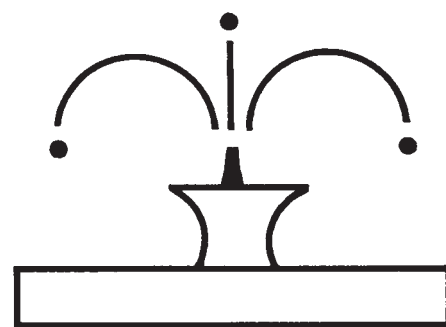
令和7年度一般会計当初予算

53,415,836千円 / 112,017人
(7.4.1 住基人口)



市民1人 = 476,854円

公 園
(7.4.1現在 施工済み)



公 園
市民1人 = 12.3 m²

(2) 所得水準

区 分	1 人当たり市町民所得（千円）			指 数		
	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
新 居 浜 市	2,898	3,238	3,369	100	100	100
松 山 市	2,376	2,419	2,504	82.0	74.7	74.3
今 治 市	2,589	3,024	3,021	89.3	93.4	89.7
愛 媛 県	2,512	2,685	2,764	86.7	82.9	82.0

注：愛媛県市町民所得統計の数値による。